

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部大洲池公園指定管理者選定審査会の項の次に次のように加える。

まほろば健康パーク機能強化エリア整備事業 者選定委員会	まほろば健康パーク機能強化エリア整備事業に係る 事業者の選定に関する重要事項についての審査に 関する事務
--------------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。